

教育委員会会議録

令和 8 年 3 月定例会

(公開)

教育委員会議事録
(令和8年3月定例会)

- 1 日 付 令和8年3月6日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター 2階 201会議室
- 3 出席委員
- | | | | |
|------|--------|------|------|
| 教育長 | 伊藤 文康 | 教育委員 | 濱田 望 |
| 教育委員 | 武井 哲也 | 教育委員 | 海野 望 |
| 教育委員 | 藤吉 ひとみ | | |
- 4 出席職員
- | | | | |
|---------------------------|-------|--|--------|
| 教育部長 | 江下 裕隆 | 教育部教育支援
担当部長兼教育
支援担当次長事
務取扱兼教育支
援課長事務取扱 | 麻生 仁 |
| 教育部次長 | 吉川 浩 | | |
| 教育部参事兼
教育総務課長 | 近藤 直樹 | 教育部参事兼教
育総務課文化財
担当課長兼文化
財係長事務取扱
兼郷土資料館長
兼歴史資料収蔵
館長 | 押方 みはる |
| 教育部参事兼
就学支援課長
兼指導主事 | 山田 圭 | | |
| 教育部参事兼
学び支援課長 | 田中 歩 | 教育部参事兼教
育支援課教育支
援担当課長兼教
育支援センター
所長兼指導主事 | 小藺 洋 |
- 5 書 記
- | | | | |
|---------------|-------|---------|-------|
| 教育総務課総
務係長 | 小林 亮介 | 教育総務課主事 | 檀上 哲史 |
|---------------|-------|---------|-------|
- 6 傍聴人 0名
- 7 開会時刻 午後3時30分
- 8 付議事件
- (1) 教育長報告
- (2) 審議事項
- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案 第 10 号 | 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案 第 11 号 | 海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について |
- (3) 審議事項(非公開)
- | | | |
|-------|-----------|-----------------------------------|
| 日程第 3 | 議案 第 12 号 | 海老名市教育委員会非常勤特別職(学校医・学校歯科医)の委嘱について |
| 日程第 4 | 議案 第 13 号 | 県費負担教職員の人事異動について |
- 9 閉会時刻 午後4時39分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会3月定例会を開会いたします。

傍聴人はございません。

本定例会の議事録署名委員は、濱田委員、武井委員にそれぞれよろしくお願いします。

それでは、教育長報告をいたします。

初めに、主な事業報告です。

2月19日（木）は、教育委員会2月定例会が行われました。教育課題研究会、教育支援センター運営協議会がございました。

20日（金）は、市長定例記者会見、海老名市児童絵画作品展実行委員会がありました。平塚信用金庫図書寄附寄贈式がありました。13年続いていて、601冊ということで、それぞれ図書館にコーナーが設けられて、「ひらしん文庫」ということで進められております。フルインクルーシブ教育保護者との対話の場が東柏ヶ谷小学校でありました。

24日（火）から市議会第1回定例会本会議が開会しました。3月議会、予算議会ということで、予算の承認が主な議題になるものでございます。学校用務員会議、学校ICT活用推進委員会、その日に代表質疑振り分け・部内調整を行ったところでございます。代表質疑については4会派からあって、1つは学校給食費について、フルインクルーシブ教育について、今泉小中の校舎の増築等については2件、2人の方からあったということでございます。

25日（水）は、代表質疑部内ヒアリング、26日（木）は、代表質疑市長ヒアリング、杉久保小学校で初任者授業参観、横浜DeNAベイスターズキャップ贈呈イベントが有馬小学校で行われたところでございます。次の日、みんなベイスターズの帽子をかぶって、ベイスターズとしてはいい効果があったかなと思ったところでございます。CO・SC・SSW連絡会がありました。

27日（金）は、初任者授業参観で、今泉中学校と大谷小学校に行きました。えびなの教育編集会議ということで、今度コメントをいただく海野委員、よろしくお願いします。

○海野委員 頑張ります。

○伊藤教育長 28日（土）は、海老名市PTA連絡協議会単位PTA会長会がありました。

3月2日（月）は、市議会第1回定例会本会議の代表質疑がありました。その日に一般質問振り分け・部内調整ということで、8名の議員から一般質問が出されたところでござ

います。

3日（火）は、朝のあいさつ運動で有馬小学校と有馬中学校に雨の中、行ってきました。面白かったのは、有馬小学校の子どもは傘を差さないことが分かったことです。結構雨が降っているのに傘を差さないのです。手に持っても差さないで歩いている子が有馬小学校にはいました。ヨーロッパの文化が広がっているのかなと思ったところでございます。環境緑化モデル事業完成式典が有馬小学校でありました。ローソンさんが補助を出して、かながわトラスト財団という方々が申請したものをどこの学校にするか。去年は今泉中学校でやったのですが、今年是有馬小学校に樹木等を植えるということで選んでいただいたところでございます。続いて、臨時最高経営会議がありました。これは市の職員の人事の内々示でございます。校務支援システム選定委員会がありました。一般質問部内ヒアリングもありました。

4日（水）は、3月校長会議、一般質問市長ヒアリングが行われたところでございます。

5日（木）は、海西中学校でフルインクルーシブ教育朝会を行い、これで19校全て終わりました。岡田善輝先生叙勲伝達式がありました。上星小学校の校長として終えられ、厚木市にお住まいの方なのですが、その方の叙勲伝達式を行ったところでございます。海老名市フルインクルーシブ教育推進協議会が行われました。その日に初任者授業参観で有馬小学校に行ったところでございます。

6日（金）、本日、教育委員会3月定例会、教育課題研究会、午前中にMOTTERUさん、3年目になるのですが、中学3年生へのスマホスタンド寄附贈呈式で今泉中学校に行ってきたところでございます。今泉中学校の子どもたちが合唱を披露してくれて、去年も柏ケ谷中学校で歌を歌ってくれたのですが、市長も、MOTTERUさんも本当にいい思いをしたというか、それを聞いて喜んで帰られました。

以上が主な事業報告でございます。

続いて、今日のコメントは「人事異動」ということで、市の職員も、教職員も、人事異動の時期になるということでございます。目的は、各部、各課、学校の組織の活性化ということでやります。私は学校の教職員だったものですから、自分でクラスを持って、1年間、一緒に過ごすと、そのつながりが強くなるので、また新しいクラスをつくるというのは結構体力が要るので、そういう意味で言うと、ああ、このクラスがずっと続けばと思うのですが、おそらく人事異動上も、例えば教職員も1年間、仕事をする、それはそれ

ですごくみんないい感じになって、仕事もしやすいので、このまま来年も続ければもっと過
ごしやすいのになと思うところも実はあるのですが、逆の場合もあります。

ただ、それを継続することは、ある意味、組織の安定につながるものの、何年もそれを
継続すると、施策や事業が前例踏襲になったり、形骸化したり、事務上のミスも、増える
ということで、そういう意味で人事異動は、それを防ぐというか、新たな視点で施策や事
業の見直し、改善を行うために必要だということです。

もう1つは、1人1人の職員のキャリアを築くということなのです。それぞれ昇任した
り、職階を変えたり、部が変わることによって、それぞれのキャリア、職員はいろいろな
特性を持っていますので、市職員であれば、財務やまちづくり、いろいろなところがあっ
て、そこで幅を広げて、市の職員としての資質向上や、いろいろなところを知ることが必
要かなと思っています。教員であれば、学校種や他市等との交流、行政職の経験、そうい
うことによって子どもたちに還元することが増えるのかなという意味で進めます。

私としては、皆さん、教員も、市の職員も給料をもらって働いていることですので、や
はり自分の資質向上のために、様々な場所で自分の能力を高めることが仕事なんだろうな
と思っていますところがございます。異動者の方には、4月になると新たな組織で、適応力
と調整力が必要だし、受け入れる側も、異動者の不安等に配慮する受容力が本当は必要に
なるんだろうなと思っています。

人事異動は人生に関わることもありますので、1人1人のパフォーマンスが高まって、
集合体としての組織力が高まることを目指したいということが書いてあります。

あとは、私の教育長だより2月号がそこにありますので、後ほどご覧ください。

それでは、皆さんから教育長報告について何かありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、審議事項に入ります。

日程第1、議案第10号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規
則等の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをご覧ください。議案第10号、海老名市教育委員
会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の一部改正についてご説明申し上げます。
こちらは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改

正する法律の施行及び教育支援課の事務分担の見直しに伴いまして、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則等の所要の改正措置等を行いたいため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、近藤教育総務課長からご説明いたします。

○教育総務課長 それでは、資料２ページをご覧ください。

１の改正理由でございます。本件につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が令和８年４月１日に改正されることに伴い、教育委員会に教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画の策定が義務付けられること及び校長に業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針の策定が義務付けられ、学校運営協議会における承認が必須とされることから改正が必要になったものでございます。また、改正に併せて、必要な見直しも行わせていただくものでございます。

２、改正内容でございます。

まず１点目、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正でございます。資料６ページの新旧対照表も併せてご覧ください。まず、法律改正に伴う改正としまして、就学支援課就学支援係の事務分掌に「教職員の業務量管理」を加え、「業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画」の所管とさせていただきます。また、現行規則の見直しとして、教育支援課支援係の事務分掌に「フルインクルーシブ教育に関すること」を規定させていただきたいと思います。

２点目につきましては、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正でございます。資料７ページの新旧対照表もご覧いただければと思います。

「業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画」の策定・変更については、教育委員の皆様にお諮りした上で決定すべきものであることから、当該計画に関することを教育長に委任しない事務としたいと思います。

３点目は、海老名市学校運営協議会規則の一部改正でございます。資料８ページ、９ページの新旧対照表も併せてご覧ください。法律改正に伴う改正として、学校運営協議会が承認する校長の基本方針に「業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針」を加えます。また、現行規則の見直しとして、校長は学校運営協議会の委員になることを必須とすること、議事に利害関係を有する委員を議決から除斥するとともに、校長が作成する基本方針の承認に係る議事の議決から校長及び学校に所属する職員を除斥することを加えま

す。

施行期日は、いずれも令和8年4月1日でございます。

今後の予定につきましては、本日、教育委員会でご決定いただきましたら、25日の庁議で報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 前回、皆さんのほうで海老名市としての教職員の業務量用管理・健康確保措置実施計画はご承認いただいたところでございますが、それを進めるに当たって、教育総務課長の説明がありました。あとは職務としてフルインクルーシブ教育をそこに入れる、今までなかったものを追加するという一部改正を行うところでございますが、ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

山田就学支援課長、これは、この前、計画はあったのだが、学校運営協議会でまず計画ということで、各学校ということで、学校としては我々海老名市の計画に準拠して進めるということで、毎年その報告義務みたいなものが出ているのですか。

○就学支援課長 学校運営協議会で毎年学校運営方針等が承認されるかと思っております、それに準じて毎年提案して報告することになると思います。前回の校長会のときに、「市教育委員会としてはこういうものを定めました。学校としてはこれに準拠して取り扱ってください。」と提案して、委員の意見を聞いた上で、「もし必要であるのであれば学校個別で計画を作成してください」というように指示を出しています。

○伊藤教育長 分かりました。

○海野委員 今の話の続きといいますか、運営協議会のメンバーということだと思うのですが、学識者とかいろいろな方が入ってくると思うのですが、それは学校で、皆さん、連れてくるということでしょうか。

○教育支援担当部長 各学校でそれぞれ地域の特色や今までの歴史的な部分、つながりを踏まえて、校長が選出している形になります。ただ、19校あるので、いろいろばらつきもあるので、人数的なことやメンバー的なものは常に情報共有して、活性化しているような学校の情報は共有して、しあわせプランの中にも学校づくりに係る委員会がありますので、協議した内容を共有して、よりよい形を19校に広めようとしているところです。

○伊藤教育長 そこにこうでなければいけないというのはないので、各学校と地域の方と保護者の方で学校を支援している、学校教育を共に考えていただくメンバーを選んでいただいて、実を言うと、その後、教育委員会での報告を伺って、教育委員会としてそれを

承認して進めているということでございます。だから、皆さんにも、年度初めにまた、19校分の委員さんの名簿が出てくると思いますので、それはまた、皆さんに承認していただくことになりますので、よろしくお願いします。

○濱田委員 規定で言うと、基本方針を作成するのは学校長で、委員が入った運営協議会が採決する、議決するときだけ、校長も、教頭も、教職員も加われないという理解ですよ。議決の場面だけに加われないという理解でいいのですよね。当然説明や議論、話し合いの中でないと、ほかの委員が内容的に不備になってしまうのではないかなと思うのですが、そこはそういう理解でよろしいのですか。

○教育総務課長 今回の措置については、規定上、明記はさせていただくのですが、濱田委員のご認識のとおり、当然説明をしなければいけなかったり、委員に聞かれたことに答えなければいけなかったりする場面もあるかと思いますので、そこにはいていただくことは全然問題ないと認識しているところでございます。

○伊藤教育長 だから、議決には参加しないという規定です。

○濱田委員 では最初から、協議会にオブザーバーみたいな形で参加するようにしてもいいのかなと思うのです。

○伊藤教育長 学校運営協議会自体、学校長が招聘することになっていますので。ただ、承認の作業に入ると、自分が提案したものに手を挙げたりなんかすることはできないので、その部分だけは委員さん方に議決をいただくという形になると思います。でも、その場において、承認や賛成の権利は、その人たち、学校にはないよということで理解していただきたいと思います。規則上はそのような形で。ただ、運用上は、濱田委員がおっしゃったような運用で進むと思います。

○濱田委員 言葉だけとられて判断しないように、十分注意して学校側に伝えたほうがいいと思うのです。解釈を間違えないようにうまく伝えていただければと思います。

○伊藤教育長 では、近藤教育総務課長、今の濱田委員の意見を学校のほうによろしくお願いいたします。

○教育総務課長 分かりました。

○伊藤教育長 お願いします。 それではよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、議案第10号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第10号を原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程第2、議案第11号、海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料10ページをご覧ください。議案第11号、海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。こちらは、県が実施しております夜間照明施設予約システムの更新及び体育館開放の予約管理システム導入に伴い、海老名市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の所要の改正を行いたいため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、近藤教育総務課長からご説明いたします。

○教育総務課長 それでは、資料11ページをご覧ください。

1、概要でございます。夜間照明施設付グラウンドの開放に関し、現行の神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会が運営するシステムが新たなシステムで導入されることに伴いまして、必要な字句の修正を行うとともに、学校体育館の開放に係る予約管理システムの導入と併せ、施設利用に係る各種申請手続について制度全体で整合が取れるよう修正を行うものでございます。

改正内容でございます。資料12ページ以降の改正文及び新旧対照表をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

これまで夜間照明施設及び学校体育館の予約管理方法につきましては、夜間照明施設は神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会の運営する予約システム、学校体育館は窓口での紙申請により、それぞれ管理をしておりました。今回、現行の夜間照明施設に係る予約システムにつきましては、同システムの定義規定及び手続方法の規定を削除させていただきます。また、新たに学校体育館に係る予約システムを導入したことによりということなのですが、予約システムだけではなく、教育委員会の中でもご説明しましたとおり、2月から学校体育館の鍵をスマートキーボックスで運用することに伴って、それを運用するためのシステムを導入したことによって、団体登録や利用許可申請行為が紙でなくてもできるようになりましたので、それらの様式、提出規定等、今までの規定を削除しております。

す。それぞれ具体的な申請方法につきましては、利用団体に別途手引等でお示しさせていただきながら進めているところでございます。

資料13ページの別表等3の追加につきましては、運用に沿った内容となるよう、夜間照明施設を有する屋外運動場は使用しようとする日の前日、屋内運動場を使用しようとする日の7日前の日として定めるものでございます。

なお、今回の改正に併せて、規則全体を見直し、文言の整理を行わせていただくものでございます。

資料11ページにお戻りいただいて、施行期日は令和8年4月1日でございます。

4、今後のスケジュールにつきましては、本日、教育委員会定例会でご決定いただきましたら、4月の庁議でそれぞれ報告をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 ただいまの説明対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武井委員 すごいシステムがよくなって、便利になってきたように感じるのですが、16ページなのですが、使用しようとする日の7日前の日を一応の目安として、例えば休日なんかがあったときには、最短で翌日、2日とか3日ぐらいの日がもしかしたら借りられるのかと思ひまして、そういった場合だと、最短で何日ぐらい前から予約して使用できるのか、お伺いしてよろしいですか。

○教育総務課長 システムの運用、スマートキーボックスの運用上、体育館につきましては、ワンタイムパスワードを前日、利用する時間の24時間前に配信することになっておりますので、逆に言うと、そこまでに申請がないと利用できない状態になると思います。鍵が開かない状態になってしまいます。ただ、システムがそこに連動しているか、まだ私のほうで確認できていないので、後ほど説明しますが、環境としてはできる状況がつけられる状態になろうかと思ひます。夜間照明があるグラウンドにつきましては、県のシステムの運用が新しいシステムに変わったということになるのですが、通常今までは2営業日前という規定だったのですが、それが県のシステム上、2日前という言い方に変わっています。

ただ、2日前の根拠が何もないので、体育館と違って鍵の貸し借りは全部守衛室に来てもらうことになるので、守衛のほうで鍵管理ができる状態にあれば、前日ぎりぎりまで申込みを受け付けましょうという形にしました。なので、守衛には、手続的には一手間増え

るというか、今までは私たちが紙ベースで管理していたので、この方々が来ますというものをお渡しできていたのですが、全部データになるため、それが真っさらな状態の方が来る可能性があります。

ただ、その人はスマホの画面や利用承認書、紙で打ち出しもできるので、それを持ってきたら、証明は守衛でできるので、それを持って守衛が柔軟に対応できるようなやり方、運用方法で運営していきたいと思っているところでございます。

○武井委員 かなり早く使用できるかもしれないですね。

○濱田委員 新旧対照表がよく分からなくなってきたのですが、16ページの第11条に記載されている「条例第6条第3項ただし書の規定により」となっている、このただし書というものは第6条第3項のどこに出てくるのか、教えてもらえればと思うのです。旧条例だと、ただし書があるのは第2項のように見えるのですが、3項にもあるのですか。前項の規定だから、ここからかかってくるということですか。

○教育総務課長 条例第6条第3項のただし書なので、今は施行規則の新旧対照表しかない状態です。条例上は、今手元に持っているものでは、第6条については使用料のことを規定しています。「学校体育施設の使用許可を受けたものは、条例上の別表に定める使用料を納付しなければならない。」となっていて、その中の第3項としては「既納の使用料は、還付しない。ただし、特別な理由があると認めたものについては、この限りでない。」という規定がされているものになります。

○濱田委員 これは規則でしたね。

○教育総務課長 なので、還付を受けようとする場合には申請しなければならないということなので、単純に手続として規定しているというような認識でおります。

○濱田委員 分かりました。

○伊藤教育長 夜間照明は結構使われているのかな。

○教育総務課長 利用度合いとしては、季節によって多い、少ないがあるのは事実です。ただ、私が見ている中で言えば、海西中学校等、一定程度集まりやすい環境というのですか、公共交通機関的にもいろいろな部分で、そこは利用頻度が一定程度あります。ただ、中学校の中でも、諸先輩がいる中で言いづらいのですが、有馬中学校といった集まりにくいところは頻度が極端に少ないです。

○海野委員 今の話で、外の夜間の体育施設の照明はどこの学校にもついていましたか。

○教育総務課長 夜間照明につきましては中学校が主です。中学校については、海西中学

校、大谷中学校、今泉中学校、有馬中学校の4校です。小学校については杉本小学校1校のみになります。

○伊藤教育長 小中学校合わせて5校に夜間照明施設があるということです。

○海野委員 大谷中学校は、私の子もサッカーでよく夕方に行ったりしていたので知っていました。

○伊藤教育長 行きにくい場所もあったりもしますので、車でなければ行けないような場所もあったりしますよね。でも、小中ともに体育館は本当によく使われているのですよね。だから、体育館を今まで使っていた方はスマートキーボックスで、守衛、ここに取りに来なくて済むから、かなり便利になるのではないかなと思っています。

○濱田委員 逆に夜間照明でなくて、体育館の利用頻度は多いのですか。

○教育総務課長 濱田教育委員はよくご存じでしょうが、夜間照明施設は運動公園や北部公園で使えるカードと同一のものを使っているのです、どの学校の予約も取れる。ただ、抽選なのです。体育館については学校を指定して登録してもらいますので、1校につき少なくとも5団体程度、多いところだと9団体ぐらいいらっしゃるので、そこが1週間で、中学校だと夜だけのローテーション、小学校だと土曜日、日曜日、祝日のローテーションある中で、もうほぼ埋まっています。逆に今の時期は学校行事で使用するが多くなるため、団体が使えないところが多くなってしまいます。終業式や入学式がある時期にやる場所がなくて困るというような声が多くなっているような状況にもございます。

○伊藤教育長 本当にほぼ満杯なのですね。

○武井委員 そんなに体育館は使うのですね。

○伊藤教育長 使いますね。

○濱田委員 夜、いつも灯りがついているものね。

○海野委員 ついていますね。

○武井委員 何のスポーツに使っているのかな。全然見ていないのでわからない。

○教育総務課長 当然屋内でやるスポーツがほとんどです。子どもに教えているもの、バスケやバレー、そういうものが多いです。規定上は、登録している団体はお子さんがその学校に通っている団体が使うことが多いので、スポーツとしてはほぼそういう室内で行うものがほとんどでございます。

○濱田委員 では、公共交通はあまり関係ないのかもしれない。

○伊藤教育長 だから、濱田委員、ご承知のように、校庭はそれぞれの小学校に通ってい

る子どもたちが所属している少年野球が借りてやっている。同じように今、体育館は、バスケットボールがすごく盛んになったので、学校ごとにチームがあったりもするので、あとは様々なスポーツをそこでやっているの、かなりいっぱいですね。

○教育総務課長 有馬小中学校も体育館は結構いっぱいです。

○藤吉委員 昔、利用者会議を教頭が中心になって、体育館の使用者の代表者を集めてやって、書類の提出等あったのですが、体育館ではあります。現場を離れて数年たっているので教えてください。

○教育総務課長 夜間照明については、先ほど申し上げたとおり、運動公園や北部公園にある施設と同じなので、市内に在住在勤者、在学者であれば、カードさえ持っていれば2か月前から予約システムで予約できます。抽選の結果、当たり、外れが出てきますという内容になっております。藤吉委員からありました体育館につきましては、今、私どものほうで最終的な調整会議は、四半期に一度、やらせていただいております。それはあくまで紙ベースでやっていたところなのですが、今回からシステムでの予約になりましたので、紙での申請は不要になったのですが、先程言ったように、5団体程度あるところと9団体あるところがあり、申込みにより、抽選でやるとばらつきが出てきてしまう可能性があるの、利用形態にあまり不均衡が生まれないように、申込みは電子でしてもらおうのですが、四半期に一度の調整会議は引き続き開催させていただいて、利用できる、できないの頻度に差が出ないような調整は引き続き行っていこうと思っております。

○伊藤教育長 体育館には学校は関わっていないと思うのです。ただ、グラウンド自体の貸出しは学校なのです。それは、例えばサッカーのチームと少年野球のチームがあったときは学校で調整せざるを得ない、体育館は市で調整していくということで進んでいるところでございます。

○伊藤教育長 それではよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、議案第11号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第11号を原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第3、議案第12号及び日程第4、議案第13号は人事に関する案件で

あります。それぞれ海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第1号に該当することから、会議を非公開としたいと思います。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第3及び4について、会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3及び4を非公開といたします。

傍聴人はございませんので、引き続き進めたいと思います。

(秘 密 会 開 催)

.....

(秘 密 会 閉 会)

.....

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会3月定例会を閉会いたします。